

訓練・生活支援給付のあらまし

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乗せ)する。

概要

(1) 主な要件

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、職業訓練(基金訓練または公共職業訓練)を受講していること
- ② 次のいずれにも該当すること
 - ア 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
 - イ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること
 - ウ 年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること。
 - エ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること。
 - オ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※ 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要

基金訓練コース別目標値

	実績 【平成22年2月9日現在】	平成21年12月末	平成22年3月末
職業横断的スキル	43,660 人	2.5万人	4.5万人
基礎演習	6,524 人	0.3万人	0.5万人
実践演習	28,319 人	2.2万人	5.0万人
介護系	7,203 人	0.5万人	1.0万人
医療事務系	5,334 人	0.3万人	0.5万人
情報系	5,542 人	0.8万人	1.7万人
合計	78,543 人	5万人	10万人
受講申込者	64,915 人	3.3万人	8万人

基金訓練計画コース数及び定員数(認定月別)

	21年7月	21年8月	21年9月	21年10月	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月 [※]	合計
コース数	88	253	391	477	556	923	791	234	3,713
定員数	2,128	5,585	7,971	9,870	12,169	18,606	17,076	5,138	78,543

※ 平成22年2月9日現在